

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者様へ支援策のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、中小・小規模企業者の皆様に影響が生じています。当所では「**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**」を開設し迅速かつきめ細やかな対応を行っています。国、県においても**さまざまな支援策を実施**しておりますのでご利用下さい。

経営環境変化対応資金	衛生環境激変対策特別貸付	新型コロナウイルス感染症 緊急対策資金	小山商工会議所 マル経融資制度
新型コロナウイルスにより一時的に売上が減少し業況が悪化している中小企業者・小規模事業者を対象 ①資金使途：運転資金 設備資金 ②融資限度額：4千8百万円 ③利率：2.16%（令和2年3月2日現在） ④融資期間： 運転資金 8年以内（据置3年以内） 設備資金 15年以内（据置3年以内） 申込・お問い合わせ先 日本政策金融公庫宇都宮支店 「新型コロナウイルス特別相談窓口」 ☎ 028-634-7142	新型コロナウイルスにより一時的に売上が減少し業況が悪化している旅館業、飲食業（喫茶店含む） 直近の売上が前年比10%以上減少、今後も売上減少が見込まれる方 ①資金使途：運転資金 ②融資限度額： 飲食業 別枠 1千万円 旅館業 別枠 3千万円 ③利率：2.16%（令和2年3月2日現在） （生活衛生同業組合員は 基準利率-0.9%） ④融資期間： 運転資金 7年以内（据置2年以内） 申込・お問い合わせ先 日本政策金融公庫宇都宮支店 「新型コロナウイルス特別相談窓口」 ☎ 028-634-7142	新型コロナウイルスの影響を受けて直近1か月の売上が前年比3%以上減少、かつその後2か月を含む3か月間の売上が3%以上減少することが見込まれる方 ①資金使途：運転資金 設備資金 ②融資限度額：8千万円 ③利率：（令和2年3月2日現在） 責任共有制度対象外 1.2%以内 責任共有制度対象 1.4%以内 ④融資期間： 10年以内（据置2年以内） ⑤保証料：県が一部負担します ⑥申込先：市内金融機関 お問い合わせ先 栃木県産業労働観光部経営支援課 金融担当 ☎ 028-623-3181	❖ 小山市内で1年以上営業している方 ❖ 商工会議所の経営指導を6か月以上受けており、従業員数が20名以下（商業、サービス業は5名以下） ❖ 税金の滞納がない事業者 ①資金使途：運転資金 設備資金 ②融資限度額：2千万円 ③利率：1.21%（令和2年3月2日現在） ※小山市から0.5%の利子補給が2年間受けられます ④融資期間： 運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内） <u>マル経資金は無担保・無保証人の商工会議所融資制度です</u> 申込・お問い合わせ先 当所経営相談課 ☎0285-22-0253

○雇用調整助成金の特例

労働者の一部休業や一斉休業など雇用の維持を図った場合に賃金の一部を助成

◆対象者

新型コロナウイルスの影響を受けて最近1か月の売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少など。

◆助成対象費用

休業手当、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向元事業主の負担額

◆助成率

中小企業 $\frac{2}{3}$ 大企業 $\frac{1}{2}$

※対象労働者一人1日当たり 8,330円が上限

◆支給限度日数 1年間で100日（3年間で150日）（令和2年3月1日現在）

申込先・お問い合わせ先

ハローワーク小山（小山公共職業安定所）☎0285-22-1524